

令和8年度

東栄町農業集落排水事業
特別会計予算書

議案第38号

令和8年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について

令和8年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度 東栄町農業集落排水事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度東栄町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	191	人
(2) 年間総処理水量	26,328	m ³
(3) 1日平均処理水量	72	m ³
(4) 主要な建設改良費 イ 農排機能強化対策計画調査設計業務委託	23,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益		
第1項 営業収益		5,812 千円
第2項 営業外収益		38,914 千円
	支	出
第2款 農業集落排水事業費用		
第1項 営業費用		42,106 千円
第2項 営業外費用		2,120 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,167千円は、過年度分損益勘定留保資金1,816千円及び当年度分損益勘定留保資金3,351千円で補填するものとする。)

	収	入
第3款 農業集落排水事業資本的収入		
第1項 企業債		5,000 千円
第2項 補助金		12,800 千円
第3項 他会計出資金		10,459 千円
第6項 負担金等		300 千円
	支	出
第4款 農業集落排水事業資本的支出		
第1項 建設改良費		23,300 千円
第3項 企業債償還金		9,926 千円
第6項 予備費		500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農排機能強化対策計画 調査設計業務委託	5,000千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は5,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,297千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,746千円と定める。

